

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (南西部振興)	一	○飯能都市計画岩沢南部土地区画整理事業の変更 (市街地整備課)	六	○開始 (本庄県土)	一一	○開発行為に関する工事の完了公告 (越谷建築安全センター)	一三
○Windows Vista等対応に係る埼玉県電子入札共同システム改修業務 (入札企画課)	二	○飯能都市計画公園の変更に係る図書の写真の縦覧 (公園スタジアム課)	六	○ (川越建築安全センター)	一二	○ (越谷建築安全センター)	一三
○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (NPO活動推進課)	二	○事務所の所在地又はその業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告 (開発指導課)	六	○ (越谷建築安全センター)	一二	○ (越谷建築安全センター)	一三
○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (商業支援課)	三	○小中学校教職員履歴書電子化業務委託に関する入札公告 (県立学校人事課)	七	○ (越谷建築安全センター)	一二	○ (越谷建築安全センター)	一三
○ヨ―ネ病患畜の発生 (畜産安全課)	四	○宿直仮眠用寝具及び被留置者用寝具の貸借借に関する入札公告 (会計課)	八	○ (越谷建築安全センター)	一二	○ (越谷建築安全センター)	一三
○測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)	四	○普通肥料の検査結果の公表に関する告示 (農総研水田農業研究所)	一〇	○ (越谷建築安全センター)	一二	○ (越谷建築安全センター)	一三
○都市計画に関する公聴会の開催 (都市計画課)	四	○特殊肥料の検査結果の公表に関する告示 (一般国道四百六十二号の供用の)	一一	○ (越谷建築安全センター)	一二	○ (越谷建築安全センター)	一三
○狭山都市計画事業上広瀬土地区画整理事業の換地処分				○ (越谷建築安全センター)	一二	○ (越谷建築安全センター)	一三

告示

埼玉県告示第九百五十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション

(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年七月三日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年六月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 わごう子育て

ネットワーク

三 代表者の氏名

森田 圭子

四 主たる事務所の所在地

和光市丸山台三丁目一番二二三一七

〇一号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、子育て支援や子育ておよび子どもの育ちを地域全体で支えあうネットワークづくりに関する事業を行い、子どもと大人、個と社会それぞれが、多様性を認め合い、心豊かに暮らせるコミュニティの形成に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百五十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年七月三日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

Windows Vista 等対応に係る埼玉県電子入札共同システム改修業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部入札企画課電子入札システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成21年4月30日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号

5 契約金額

45,108,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県告示第九百五十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並

びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年七月三日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年六月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ライフアシスト Familyish

三 代表者の氏名

宮澤 厚志

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市桜区神田三五六番地一 マンションMOMO浦和二階

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者が自立した生活を営んでいくために必要な事業を行うことにより、福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百五十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者か

ら、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年七月三日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年六月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人円樹会

三 代表者の氏名

金子 和豊

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鴻巣市原馬室三七八一番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、弱者の自立支援、嗜癖、病的依存、薬物、アルコール依存、引きこもり、家庭内暴力(DV)、ストーカー、いじめ、ニート、保証問題、裁判に関する悩み、国際結婚、派遣切り、リストラ、離婚、母子・父子家庭、孤児、介護、育児、葬儀、相続、及び地球環境の公害に関する悩み(騒音、汚染、CO2、水質汚濁)等の問題

や、中国人専門の生活相談、及び外国人専門の生活相談、等の問題を抱える方々に対して、消費生活に関する様々な分野の専門家や行政と連携しながら、その解決方法と根本的な生活の立て直しに取組むべく情報提供活動、無料相談活動、教育啓発活動を行い、格

差社会の是正、支援に関する事業等を行う。以って国民生活と、すべての人々が安心して健やかで豊かな暮らしができる地域社会づくりを目指し、福祉と公益の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百六十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年七月三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

七本木モール

児玉郡上里町七本木二千五百五十八ー一 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

(変更前)

株式会社ベルク 代表取締役 原島 功

大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

株式会社文教堂 代表取締役 嶋崎 欽也

神奈川県川崎市高津区久本三丁目三番十七号

株式会社マツモトキョシ 代表取締役 松本 南海雄

千葉県松戸市新松戸東九番地一 外三社

(変更後)

株式会社ベルク 代表取締役 原島 功

大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

株式会社文教堂 代表取締役 嶋崎 富士雄

神奈川県川崎市高津区久本三丁目三番十七号
株式会社マツモトキョシ 代表取締役 隼田 登志夫

千葉県松戸市新松戸東九番地一 外三社

ハ 変更年月日

平成二十一年四月一日 外

ニ 届出年月日

平成二十一年六月十八日

二 縦覧期間

平成二十一年七月三日から平成二十一年十一月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年七月三日から平成二十一年十一月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第九百六十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年七月三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

七本木モール

児玉郡上里町七本木二千五百五十八ー一 外

口 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前九時から午後十時(株式会社文教堂)

(変更後) 午前九時から翌午前〇時(株式会社文教堂)

ハ 変更年月日

平成二十一年七月五日

二 届出年月日

平成二十一年六月十八日

二 縦覧期間

平成二十一年七月三日から平成二十一年十一月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年七月三日から平成二十一年十一月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第九百六十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年七月三日

埼玉県知事 上田清司

牛	ヨーネ病	患畜	一頭	熊谷市	平成二十一年六月二十六日	法令殺
伝染病及び家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数及び群数	発生場所又は区域	発生年月日	処置	

埼玉県告示第九百六十三号

平成二十年埼玉県告示第千六百三十三号で公示した公共測量(一級水準測量)は、平成二十一年六月十九日終了した旨測量計画機関の長である埼玉県知事上田清司から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年七月三日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第九百六十四号

平成二十年埼玉県告示第千六百三十五号で公示した公共測量(ほ場整備に伴う確定測量)は、平成二十一年三月三十日終了した旨測量計画機関の長である狭山市長仲川幸成から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年七月三日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第九百六十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十一年七月三日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話〇四八―八三〇―五三三七

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町村役場の都市計画主管課

番号	一
都市計画区域名	北本市
市町村名	北本市
都市計画の種類及び名称	「区域区分」「用途地域」
期日及び時間	平成二十一年八月五日午後二時から
公聴会場	北本市文化センター第一会議室
提出期間	平成二十一年七月二日から七月十四日まで
提出先	北本市都市整備部都市計画課、埼玉県都市整備部都市計画課
公聴申出書	平成二十一年七月三日から平成二十一年七月十日まで
都市計画の構想	北本市都市整備部都市計画課、埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県北本県土整備事務所
閲覧場所	北本市都市整備部都市計画課、埼玉県都市整備部都市計画課
閲覧期間	平成二十一年七月三日から平成二十一年七月十日まで

別記一

別記二

公述申出書

年月日付け埼玉県報に登載された都市計画の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申出ます。

年月日

(あて先)

埼玉県知事

公述申出人

住所

氏名

印

連絡先(電話番号)

年齢

職業

意見の旨及びその理由

別紙

※「意見の旨及びその理由」記載上の注意

(1) 4000字程度で意見の旨及びその理由を区分して記載してください。

(2) かい書で、横書きにしてください。

埼玉県告示第九百六十六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第一項の規定による狭山市計画事業上広瀬土地区画整理事業についての換地処分があったので、公告する。

平成二十一年七月三日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第九百六十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、飯能都市計画岩沢南部土地区画整理事業を変更した。

なお、当該変更に係る図書の写しを埼玉

玉県告示第九百六十八号
飯能市から飯能都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

平成二十一年七月三日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第九百六十八号

飯能市から飯能都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

平成二十一年七月三日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第九百六十九号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十七条の規定に基づき公告する。

平成二十一年七月三日

埼玉県知事 上田清司

商号又は名称	氏名	主たる事務所の所在地
株式会社昭栄舎	(法人にあっては代表者の氏名) 鈴木 聡	越谷市蒲生寿町五番十四号

埼玉県告示第167号

次のとおり一筆競争入札にせよ。

平成二十一年七月三日

埼玉県長 田 畑 匡

- 1 調達内容
- (1) 購入等件名及び数量
小中学校教職員履歴書電子化業務委託 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
平成21年7月27日(月)から平成21年10月23日(金)まで
- (4) 納入場所
埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課
- (5) 入札方法
本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。
- なお、落札者の決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。
- 2 競争入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級、B等級又はC等級に格付けされた者であること。
- (3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審

第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

- (4) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課総務担当 三井、辻 電話048-830-6727(直通)
FAX 048-830-4958 メールアドレス a6720@pref.saitama.lg.jp
- (2) 入札説明書及び仕様書の入手方法
ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合
イ 「埼玉県電子入札共同システム」によりダウンロードすること。
イ 紙媒体での入手を希望する場合
上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること。)
- (3) 入札書受付期間
ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年7月22日(水)午前10時まで
イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年7月21日(火)午後5時まで(必着)
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。
- (4) 開札の場所及び日時
埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課 平成21年7月22日(水)午前10時30分
- 4 その他
(1) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規

則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を下記のいずれかの方法で平成21年7月13日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

「埼玉県電子入札共同システム」から確認申請する。

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

3(1)の場所に郵送又は持参により提出する。

なお、郵送による場合は書留郵便とし、上記の期限内に必着のこと。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(6) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県告示第九百七十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるとして、次のような一般競争入札に付する。

平成二十一年七月三日

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

宿直仮眠用寝具及び被留置者用寝具の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成21年12月1日（火）から平成23年11月30日（水）まで。ただし、翌年度以降において、歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総額を入力又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成20年埼玉県告示第1032号）に基づき、業種区分が「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止期間中でない者であること。

(4) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成8年6月13日付け出

物第180号)に基づき指名停止期間中でない者であること。

- (5) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 仕様書に基づき納入しようとする物品が仕様書に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第二係 岡本 電話048-832-0110 内線2244

(2) 入札説明書の交付方法

- ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合
「埼玉県電子入札共同システム」によりダウンロードすること。
- イ 紙媒体での入手を希望する場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡をするなど。）。

(3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡をすること。）。
なお、仕様書は入札終了後速やかに返納すること。

(4) 入札書受付期間

- ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年8月21日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

- ウ 郵送の場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年8月20日（木）午後5時まで（必着）
- エ なお、書留郵便により郵送すること。

イ 持参の場合

- ウ 競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年8月21日（金）午前10時まで
- エ なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成21年8月21日（金）午前10時30分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を下記のいずれかの方法で平成21年8月17日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（2(6)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合
同システムから確認申請する。

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

- ウ 3(1)の提出先まで郵送又は持参すること。
- (4) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 手続における交渉の有無
無
- (8) 競争入札参加資格の付与
2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成21年7月21日(火)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 庁330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)へ提出すること。
- (9) 支払条件

埼玉県農林総合研究センター所長告示第八号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第七項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成21年5月分

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

- (10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : A lease of bedroom suite for a rest on the nightshift and bedroom suite for detainees
 - (2) Time-limit for tender : By the electronic tender system ; 10 : 00 a.m., August 21 2009 By mail ; 5 : 00 p.m., August 20 2009 In person ; 10 : 00 a.m., August 21 2009
 - (3) Contact point for the notice : Property Management Section, Finance Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, Takasago 3-15-1, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitamaken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext. 2244

平成二十一年七月二日

埼玉県農林総合研究センター所長 金本伸郎

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				
			検査項目	検査指摘事項	保証票の検査	その他検査	
魚かす粉末	関東肥料工業株式会社	魚骨(細粒)	主成分-TN、TP				
			魚壳骨 5				
米ぬか油かす及びその粉末	株式会社岡安商店	2.0抽出米ぬか油かす粉末	主成分-TN、TP、TK				

- 注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るように必要袋数(ばらの場合には、必要部位数)を抽出し、及び混合した試料1点について検査した結果である。
- 2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- 3 主成分の略号は次のとおりである。
 TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量

埼玉県農林総合研究センター所長告示第九号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百七号)第三十条第七項の規定により、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。
 平成21年5月分

平成二十一年七月二日

埼玉県農林総合研究センター所長 金本伸郎

特殊肥料の 指 定 名	生産(輸入又は販売) 者	届 出 名	検 査 の 結 果							備 考		
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCa (%)	C/N		水分 (%)	その他 の検査
動物の排せつ物	藤野忠洋	鶏糞(ケイマン)	2.47	5.65	3.07	64	576	16.89	7.6	13.44		
たい肥	小島一男	EMボカシ有機醗酵肥料	2.57	5.11	1.98	2	76	0.13	17.6	11.36		
		EM有機醗酵肥料	3.09	5.04	1.92	2	81	0.38	14.6	9.34		
	天田和好	豚ゾン堆肥	0.72	1.17	0.93	54	161	0.93	19.7	65.46		
	内田治一	牛糞堆肥	2.57	1.69	2.18	16	92	0.91	11.6	30.89		
	株式会社三真	EM発酵有機ボカシII型	4.11	3.31	1.71	2	65	0.78	10.2	9.18		

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

- TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、TCu-銅全量、TZn-亜鉛全量、TCa-石灰全量、C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量
- 2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三日

埼玉県本庄県土整備事務所長 秋山幸男

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
四百六十二号	本庄市児玉町塩谷字下川原五八五番一地从先から同市児玉町塩谷字下川原五九五番一地从先まで	平成二十一年七月三日	延長六四・〇〇メートル

埼玉県川越建築安全センター所長告示第
四十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年七月三日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年五月二十日

指令川建セ第二〇〇一五一〇号

二 検査済証番号

平成二十一年六月二十六日

第二一〇〇四六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字竹本字名高四一九

―五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡嵐山町大字志賀五一八―六

テラン・ヴェール一〇一

岩田 昌博

埼玉県川越建築安全センター所長告示第
四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年七月三日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年六月二十四日

指令川建セ 第二一〇〇四五〇号

二 検査済証番号

平成二十一年六月二十九日

第二一〇〇四九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字戸守字東町八三二

の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鴻巣市滝馬室一―三六―一 一〇一

号室 ガーデンプラザE

石川 和貴

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第
千二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年七月三日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一男

一 許可番号

平成二十一年二月十三日

指令杉整第二〇〇一七九〇号

二 検査済証番号

平成二十一年六月二十三日

第九七一―号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町和戸一丁目二―一四

―二、―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡宮代町和戸二丁目二―三

高橋 誠治

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第
千二十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年七月三日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一男

一 許可番号

平成二十一年六月九日

指令越建セ第二一〇〇二一〇号

二 検査済証番号

平成二十一年六月二十四日

第九九一―号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町八甫五―八一―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡鷺宮町大字西大輪一五九八

―一 株式会社ジョイントホーム 代表取締役 山中 慎太郎

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第
千二十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十一年七月三日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一男

一 許可番号

平成二十一年六月二十五日

指令越建セ第二〇〇一七六一号

二 検査済証番号

平成二十一年六月二十五日

第一〇一一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町大字八甫字宮田二四

五一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久喜市吉羽二丁目一八番地四一

島田 忠

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第
千三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十一年七月三日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一男

一 許可番号
平成二十一年三月十九日

指令杉整第二〇〇一七七〇号

二 検査済証番号

平成二十一年六月二十五日

第一〇二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町大字八甫字宮田二四

五一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡白岡町大字寺塚一六六一一

齋藤 由紀

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第
千三十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十一年七月三日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一男

一 許可番号

平成二十一年四月二十一日

指令越建セ第二〇〇一九六〇号

二 検査済証番号

平成二十一年六月二十五日

第一〇三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町大字東大輪字南割畑

一一二七六一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都府中市是政一―五三一七
田村 とぎ子

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第
千三十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十一年七月三日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一男

一 許可番号

平成二十一年三月二十四日

指令杉整第一九〇二四七一号

二 検査済証番号

平成二十一年六月二十五日

第一〇四一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡栗橋町大字河原代字下分五

九八―四、―五、―六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

幸手市大字千塚四八三一六

有限会社野川商事 代表取締役 野
川 武久

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第
千三十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十一年七月三日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一男

一 許可番号

平成二十一年五月二十六日

指令越建セ第二一〇〇一〇〇号

二 検査済証番号

平成二十一年六月二十五日

第一〇六一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町大字八甫字宮田二五

六―四、―五、―六、二五八―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡栗橋町大字中里六一九―三

関口 智章

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第
千三十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十一年七月三日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一男

一 許可番号

平成二十一年五月二十六日

指令越建セ第二一〇〇一一〇号

二 検査済証番号

平成二十一年六月二十六日

第一〇八一―号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字堤根字大堀一―八―一―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町清地二丁目六番一九号 県営杉戸清地東団地一―三〇七 間中 春男

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十五号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年七月三日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十一年六月十七日

指令越建セ第二二〇〇二七〇号

二 検査済証番号

平成二十一年六月二十六日

第一〇九一―号

埼玉県選管告示第九十三号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)において例による場合を含む。)の規定により次の施設につき、その指定を取り消した。

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字堤根字大堀一―八―一―一

八―一―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町清地五丁目二〇番一 八号 吉田 稔

埼玉県教委告示第二十三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十一年七月三日

埼玉県教育委員会委員長

石川 正 夫

一 日時

平成二十一年七月九日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県地方産業教育審議会委員の任免について

ロ 埼玉県社会教育委員の委嘱及び任命について

ハ その他

る法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)において例による場合を含む。)の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

平成二十一年七月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

新	施設の開設主体及び名称	所 在 地
社会福祉法人グラン・ヘリオス会 特別養護老人ホーム川里苑デメテル・ウイラ	鴻巣市大字屈巢五一五八番地	
旧		
社会福祉法人彩川会 特別養護老人ホーム川里苑		

埼玉県選管告示第九十四号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)において例による場合を含む。)の規定により次の施設につき、その指定を取り消した。

平成二十一年七月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

種別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	順生会病院	春日部市大場二〇番地一

埼玉県監査委員告示第十一号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により執行した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成21年7月3日

埼玉県監査委員 春日敏彦
 埼玉県監査委員 米田正巳
 埼玉県監査委員 田中龍夫
 埼玉県監査委員 大山忍

監 査 の 結 果

1 監査の概要

(1) 監査の対象団体及び監査実施時期

埼玉県が補助金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体、資本金等の4分の1以上を出資している団体、公の施設の指定管理業務を委託している団体について監査を実施するもので、このうち21団体について、平成20年12月から平成21年2月までの間に実施した。

(2) 監査の対象事項

平成19年度に埼玉県が交付した補助金等財政的援助の出納その他の事務

2 監査の結果及び意見

監査対象団体別の監査の結果及び意見は、次のとおりである。また、指摘事項及び注意事項以外の軽微な不当事項等については、監査対象団体及び所管部局にその都度注意した。

・指摘事項は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、違法又は不当であると認められるものうち、総合的に勘案して重大であると認められるもの。

・注意事項は、違法又は不当であると認められるものうち、指摘事項及び軽微な事項に該当しないと認められるもの。

監査対象団体	社団法人 埼玉県商工会議所連合会
所 管 部 局	産業労働部 (産業労働政策課)
監 査 実 施 日	職員調査 平成20年12月5日 委員監査 平成21年1月9日(書面)

財政的援助等の内容	補助金	金額
1	埼玉県小規模事業経営支援事業費補助金	13,153,200円
2	埼玉県広域指導推進事業費補助金	40,625,794円
3	埼玉県商工団体活動充実強化支援事業費補助金	8,704,000円
4	埼玉県商工団体補助金	3,360,000円

監査の結果
 指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	所 管 部 局	監 査 実 施 日	財政的援助等の内容	補助金	金額
上尾商工会議所	産業労働部 (産業労働政策課)	職員調査 平成20年12月12日 委員監査 平成21年2月4日	補助金	埼玉県小規模事業経営支援事業費補助金	43,238,940円
			指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	所 管 部 局	監 査 実 施 日	財政的援助等の内容	補助金	金額
鳩ヶ谷市商工会	産業労働部 (産業労働政策課)	職員調査 平成20年12月8日 委員監査 平成21年1月20日(書面)	補助金	埼玉県小規模事業経営支援事業費補助金	42,236,920円
			指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	所 管 部 局	監 査 実 施 日	財政的援助等の内容	補助金	金額
深谷商工会議所	産業労働部 (産業労働政策課)	職員調査 平成20年12月9日 委員監査 平成21年1月16日(書面)	補助金	埼玉県小規模事業経営支援事業費補助金	41,337,890円
			指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	久喜市商工会
所 管 部 局	産業労働部 (産業労働政策課)
監 査 実 施 日	職員調査 平成20年12月10日 委員監査 平成21年2月12日
財政的援助 等の内容	補助金 埼玉県小規模事業経営支援事業費補助金 40,297,860円
監 査 の 結 果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	行田商工会議所
所 管 部 局	産業労働部 (産業労働政策課)
監 査 実 施 日	職員調査 平成20年12月11日 委員監査 平成21年1月19日 (書面)
財政的援助 等の内容	補助金 埼玉県小規模事業経営支援事業費補助金 40,115,125円
監 査 の 結 果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	寄居町商工会
所 管 部 局	産業労働部 (産業労働政策課)
監 査 実 施 日	職員調査 平成20年12月15日 委員監査 平成21年1月16日 (書面)
財政的援助 等の内容	補助金 1 埼玉県小規模事業経営支援事業費補助金 33,887,815円 2 夢チャレンジ事業 (一)店逸品開発支援型) 補助金 1,000,000円
監 査 の 結 果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	鴻巣市商工会
--------	--------

所 管 部 局	産業労働部 (産業労働政策課)
監 査 実 施 日	職員調査 平成20年12月16日 委員監査 平成21年1月9日 (書面)
財政的援助 等の内容	補助金 埼玉県小規模事業経営支援事業費補助金 33,851,140円
監 査 の 結 果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	川島町商工会
所 管 部 局	産業労働部 (産業労働政策課)
監 査 実 施 日	職員調査 平成20年12月17日 委員監査 平成21年1月20日 (書面)
財政的援助 等の内容	補助金 埼玉県小規模事業経営支援事業費補助金 22,869,450円
監 査 の 結 果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	三芳町商工会
所 管 部 局	産業労働部 (産業労働政策課)
監 査 実 施 日	職員調査 平成20年12月18日 委員監査 平成21年2月10日
財政的援助 等の内容	補助金 埼玉県小規模事業経営支援事業費補助金 22,292,180円
監 査 の 結 果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	埼玉県信用保証協会
所 管 部 局	産業労働部 (金融課)
監 査 実 施 日	職員調査 平成20年12月19日 委員監査 平成21年2月5日
財政的援助	損失補償 (平成19年度損失補償実行額)

等の内容	1 小規模事業資金損失補償 2 起業家育成資金損失補償 3 経営安定資金損失補償 4 経営支援特別融資損失補償 5 経営支援緊急融資損失補償 6 事業資金損失補償 7 産業創造資金損失補償 8 企業活力強化資金損失補償 9 企業パワーアップ損失補償 10 青空再生低公害車導入資金損失補償 11 青空再生粒子状物質減少装置導入資金損失補償	565,139,446円 34,597,202円 7,238,965円 29,099,428円 56,760,508円 100,786,268円 7,025,550円 37,339,406円 6,043,505円 726,848円 139,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	吉川市吉川中央土地区画整理組合
所管部局	都市整備部(市街地整備課)
監査実施日	職員調査 平成21年1月13日 委員監査 平成21年1月30日(書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 埼玉県組合等土地区画整理事業補助金 284,100,000円 2 埼玉県組合等土地区画整理事業[地方道路交付金(区画整理)整備事業]補助金 93,580,000円 3 埼玉県組合等土地区画整理事業[地方特定道路(区画整理)整備事業]補助金 42,422,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	川口市戸塚東部特定土地区画整理組合
所管部局	都市整備部(市街地整備課)
監査実施日	職員調査 平成21年1月14日 委員監査 平成21年1月23日(書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 埼玉県組合等土地区画整理事業補助金 18,000,000円 2 埼玉県組合等土地区画整理事業[地方道路交付金(区画整理)整備事業]補助金 126,000,000円

監査の結果	3 埼玉県組合等土地区画整理事業[地方特定道路(区画整理)整備事業]補助金 229,700,000円 指摘事項、注意事項は認められなかった。
-------	---

監査対象団体	上尾市原新町土地区画整理組合
所管部局	都市整備部(市街地整備課)
監査実施日	職員調査 平成21年1月15日 委員監査 平成21年2月20日
財政的援助等の内容	補助金 1 埼玉県組合等土地区画整理事業補助金 18,000,000円 2 埼玉県組合等土地区画整理事業[地方道路交付金(区画整理)整備事業]補助金 183,200,000円 3 埼玉県組合等土地区画整理事業[地方特定道路(区画整理)整備事業]補助金 162,700,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	和光市中央第二谷中土地区画整理組合
所管部局	都市整備部(市街地整備課)
監査実施日	職員調査 平成21年1月16日 委員監査 平成21年2月9日(書面)
財政的援助等の内容	補助金 1 埼玉県組合等土地区画整理事業補助金 18,000,000円 2 埼玉県組合等土地区画整理事業[地方道路交付金(区画整理)整備事業]補助金 176,500,000円 3 埼玉県組合等土地区画整理事業[地方特定道路(区画整理)整備事業]補助金 100,000,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	三郷イソターA地区土地区画整理組合
--------	-------------------

所 管 部 局	都市整備部 (市街地整備課)
監 査 実 施 日	職員調査 平成21年1月19日 委員監査 平成21年2月5日 (書面)
財 政 的 援 助 等 の 内 容	補助金 1 埼玉県組合等土地区画整理事業補助金 18,000,000円 2 埼玉県組合等土地区画整理事業[地方道路交付金(区画整理)整備事業] 補助金 140,300,000円 3 埼玉県組合等土地区画整理事業 [地方特定道路 (区画整理)整備事業] 補助金 128,000,000円
監 査 の 結 果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	上尾市大谷北部第二土地区画整理組合
所 管 部 局	都市整備部 (市街地整備課)
監 査 実 施 日	職員調査 平成21年1月28日 委員監査 平成21年2月16日 (書面)
財 政 的 援 助 等 の 内 容	補助金 1 埼玉県組合等土地区画整理事業補助金 18,000,000円 2 埼玉県組合等土地区画整理事業[地方道路交付金(区画整理)整備事業] 補助金 96,100,000円 3 埼玉県組合等土地区画整理事業 [地方特定道路 (区画整理)整備事業] 補助金 157,000,000円
監 査 の 結 果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合
所 管 部 局	都市整備部 (市街地整備課)
監 査 実 施 日	職員調査 平成21年1月21日 委員監査 平成21年2月16日 (書面)
財 政 的 援 助 等 の 内 容	補助金 1 埼玉県組合等土地区画整理事業補助金 61,300,000円 2 埼玉県組合等土地区画整理事業[地方道路交付金(区画整理)整備事業] 補助金 185,500,000円

監 査 の 結 果	指摘事項、注意事項は認められなかった。
-----------	---------------------

監査対象団体	上尾市小泉土地区画整理組合
所 管 部 局	都市整備部 (市街地整備課)
監 査 実 施 日	職員調査 平成21年1月22日 委員監査 平成21年1月30日 (書面)
財 政 的 援 助 等 の 内 容	補助金 1 埼玉県組合等土地区画整理事業補助金 18,000,000円 2 埼玉県組合等土地区画整理事業[地方道路交付金(区画整理)整備事業] 補助金 49,400,000円 3 埼玉県組合等土地区画整理事業 [地方特定道路 (区画整理)整備事業] 補助金 130,000,000円
監 査 の 結 果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	三芳町北松原土地区画整理組合
所 管 部 局	都市整備部 (市街地整備課)
監 査 実 施 日	職員調査 平成21年1月26日 委員監査 平成21年2月18日 (書面)
財 政 的 援 助 等 の 内 容	補助金 1 埼玉県組合等土地区画整理事業補助金 18,000,000円 2 埼玉県組合等土地区画整理事業[地方道路交付金(区画整理)整備事業] 補助金 101,600,000円
監 査 の 結 果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	上尾市上平第三特定土地区画整理組合
所 管 部 局	都市整備部 (市街地整備課)
監 査 実 施 日	職員調査 平成21年1月27日 委員監査 平成21年2月5日 (書面)
財 政 的 援 助 等 の 内 容	補助金

等の内容	埼玉県組合等土地区画整理事業 [地方道路交付金 (区画整理) 整理事業] 補助金	115,500,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

埼玉県監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。
平成21年7月3日

埼玉県監査委員 春日敏彦
埼玉県監査委員 米田正巳
埼玉県監査委員 田中龍夫
埼玉県監査委員 大山忍

部局の措置状況

対象部局	監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
総務部	平成21年3月6日 (第2061号)	<p>部局への意見 高等学校や幼稚園等を運営する各学校法人は、経理規程や給与規程等を作成して事務手続きを行っているが、そうした規程とは異なった取扱いをしている事例がみられた。そのほとんどは、規程についての理解不足や認識不足によるものであった。</p> <p>県は、経理規程等の作成例を各法人に提示するなどして、規程の整備を促している。今後、県は法人が規程を正しく理解して運用できるよう、定期的に事務研修会を開催し規程の趣旨を周知徹底するなど、法人に対し適切な指導を行う必要がある。</p>	<p>県では平成20年度に経理規程等の作成例を各幼稚園に提示した。また、高等学校や幼稚園等を対象とした学事課における実地検査の際に指導を行っている。</p> <p>平成21年度は、法人が規程を正しく理解、運用できるよう、毎年開催している高等学校等教頭・事務長会議及び幼稚園事務研修会の中で規程の趣旨を徹底するとともに、実地検査の中においても諸規程の履行状況について確認する。</p>

埼玉県監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を執行したので、同条第9項の規定に基づき監査の結果に関する報告及び同条第10項の規定に基づき意見を次のとおり公表する。

平成21年7月3日

埼玉県監査委員 春日敏彦
埼玉県監査委員 米田正巳
埼玉県監査委員 田中龍夫

埼玉県監査委員 大山 忍

1 監査結果

(1) 監査の対象事務

平成19年度・平成20年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 166機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	東京事務所、県央地域振興センター
総務部	県営競技事務所、浦和県税事務所、大宮県税事務所、東松山県税事務所、秩父県税事務所、本庄県税事務所、熊谷県税事務所、行田県税事務所、春日部県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
県民生活部	パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター熊谷支所、パスポートセンター春日部支所
福祉部	埼玉学園
保健医療部	北足立福祉保健総合センター、大里福祉保健総合センター、朝霞保健所、鴻巣保健所、熊谷保健所、越谷保健所、県立大学、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
農林部	東松山農林振興センター、本庄農林振興センター、大里農林振興センター、農業大学校、農林総合研究センター、農林総合研究センター茶業特産研究所
県土整備部	さいたま県土整備事務所、西関東連絡道路建設事務所
都市整備部	八潮新都市建設事務所、大宮公園事務所、荒川右岸下水道事務所
教育局	南部教育事務所、西部教育事務所、北部教育事務所、総合教育センター江南支所、スポート研修センター、浦和図書館、熊谷図書館、さきたま史跡の博物館、嵐山史跡の博物館、近代美術館、自然の博物館、文書館、長瀬げんきプラザ、加須げんきプラザ、神川げんきプラザ、上尾沼南高校、上尾鷹の台高校、朝霞高校、朝霞西高校、いずみ高校、入間向陽高校、浦和北高校、浦和工業高校、浦和商業高校、浦和西高校、浦和東高校、大宮光陵高校、大宮中央高校、大宮東高校、大宮南高校、小川高校、越生高校、川口高校、川越西高校、

川越南高校、川本高校、北川辺高校、久喜高校、久喜工業高校、久喜北陽高校、熊谷女子高校、熊谷西高校、熊谷農業高校、栗橋高校、越谷北高校、越谷東高校、越谷南高校、坂戸高校、幸手商業高校、狭山経済高校、狭山工業高校、狭山青陵高校、志木高校、菖蒲高校、庄和高校、誠和福祉高校、草加高校、草加西高校、玉川工業高校、所沢高校、所沢北高校、所沢中央高校、所沢西高校、豊岡高校、滑川総合高校、南稚高校、新座総合技術高校、新座柳瀬高校、鳩山高校、羽生高校、羽生実業高校、羽生第一高校、深谷高校、深谷商業高校、深谷第一高校、不動岡高校、松伏高校、松山高校、松山女子高校、三郷工業技術高校、宮代高校、八潮南高校、与野高校、寄居高校、寄居城北高校、和光国際高校、鷲宮高校、蕨高校、上尾養護学校、大宮北養護学校、大宮ろう学校、川口養護学校、川越養護学校、川島ひばりが丘養護学校、騎西養護学校、久喜養護学校、熊谷養護学校、越谷養護学校、東松山養護学校、日高養護学校、三郷養護学校、宮代養護学校、盲学校、毛呂山養護学校、和光養護学校、和光南養護学校	
警察本部	浦和警察署、浦和西警察署、大宮西警察署、蕨警察署、川口警察署、武南警察署、朝霞警察署、狭山警察署、東松山警察署、熊谷警察署、行田警察署、加須警察署、岩槻警察署、越谷警察署、久喜警察署、幸手警察署、杉戸警察署

備考

平成21年4月1日付け組織改正等

改正前		改正後	
部局	機関	部局	機関
教育局	養護学校 (16校)	教育局	特別支援学校 (16校)
	大宮ろう学校		特別支援学校大宮ろう学園
	盲学校		特別支援学校埼玉保己一学園

(3) 監査実施日

平成21年1月26日～平成21年3月27日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

機関・職制名	監査の結果
農林部 農林総合研究センター	平成15年度から19年度にかけて、納入業者に見積書、納品書及び請求書の書き替えを指示し、透明摺りメスプラスチック、ホルルビペット、丸底プラスチックなど合計4,150,091円分の試験研究用の消耗品を購入したことでして、プロジェクト一ほか29点の備品を不正に購入した。 また、備品出納簿に記載されている90点の備品の所在が不明であり、さらにセンター内にある500点の備品については、備品出納簿に記載されていない。 備品の取得、管理及び処分について、著しく不適切であった。

イ 注意事項

機関・職制名	監査の結果
保健医療部 農林部	県立大学 農業大学校
東松山農林振興センター 本庄農林振興センター	平成19年度に随意契約により施設野菜1号棟換気扇制御器修繕(99,225円)、施設野菜3号棟換気扇モーター修繕(63,000円)及び施設野菜温室戸車の修繕(98,910円)の工事を行った。 3件の修繕箇所はいずれも校内で、見積日が同一であり発注した業者も同一であった。総額で261,135円の契約にもかかわらず、2者以上から見積書を徴取し、一括して発注しなかったことは不適切であった。 埼玉県土地改良区等検査規程第14条第2項では、「検査の結果特に改善整備の必要があると認められる事項のある場合は、必要な指示をするとともに、期限を定めて当該事項についての措置につき報告を求めるところとなっている。 以下の農林振興センターでは、検査の結果、改善指示事項が認められたことから、期限を定めて措置の報告を行うよう土地改良区へ通知した。しかし、検査実施後の進行管理を怠り、報告を受けることが大幅に遅れていた。

	<p>1 東松山農林振興センター 報告期限 平成20年3月25日 報告書受理 20年12月16日</p> <p>2 本庄農林振興センター 報告期限 20年3月21日 報告書受理 20年12月22日</p>
<p>農林部 本庄農林振興センター</p>	<p>平成19年度に埼玉北部土地改良区連合と契約した神流川頭首工操作及び点検整備等業務委託契約(4,560千円)は、以下の点が不適正であった。</p> <p>1 契約書の仕様の内容に委託業務の具体的な記述や数量がなく、一式となっていたものがあつた。また、事業完了報告書の支出内訳も同様に一式となっており、業務内容が不明確なものがあつた。</p> <p>2 電気設備業務ほか3業務の再委託を承認しているが、再委託先を確認することなく承認していた。</p>
<p>県土整備部 さいたま県土整備事務所</p>	<p>道路橋りょう使用料の徴収は、埼玉県道路占用規則第5条では前年度からの継続分については、当該年度分を5月末日までに徴収することになっている。また、河川使用料の徴収にあたっては、土木部長通達で速やかに調定することになっている。しかし、道路橋りょう使用料及び河川使用料について、平成19年度の156件のすべて、20年度の157件のすべてが、調定や納入通知書の発行が遅れたため、6月から11月に徴収されていた。</p>
<p>教育局 総合教育センター江南支所</p>	<p>農業教育用として飼育している牛の飼料の購入は、2者から見積書を徴収し、平成19年度の執行予定額約4,446千円、20年度は約4,245千円で随意契約により単価契約を締結した。随意契約の理由として、安全な飼料の安定的購入のため、地域において販売実績のある業者であることが必要としている。しかし、牛の飼料を納入できる業者が複数あることから、競争入札とすべきであった。</p>
<p>教育局 久喜高校</p>	<p>平成20年度廃棄物収集運搬業務委託(契約金額357千円)に当たり、2者による見積合わせを行った。しかし、2者から提出された見積書は積算根拠が異なり、同じ条件による見積合わせが行われないまま、業</p>

<p>教育局 豊岡高校</p>	<p>者を選定していた。</p> <p>平成19年度の県立学校監査において、後援会等の団体が生徒の利用に供するために設置している複写機の取扱いが、各学校で異なっていることが判明した。このため、教育局に対する現場指導により注意を喚起したところ、19年12月27日付け財務課長通知により、20年度から行政財産の使用許可により使用させることとした。</p> <p>後援会が生徒用に設置する複写機の取扱いについては、統一的に定められたにもかかわらず、本校においては行政財産の使用許可がなされていないかつた。</p>
<p>教育局 川越養護学校</p>	<p>平成20年4月に開設した分校における陶芸実習用の備品を購入するため、20年1月に随意契約による「工作台ほか5品(契約額882,000円)及び「電気陶芸釜ほか2品(契約額952,350円)」の見積合わせを行った。</p> <p>2件の備品購入は、見積通知日、見積日及び納期限が同一日であり、見積業者も5者のうち、1者を除き同一であった。</p> <p>このような備品購入を一括して発注しなかつたことは、不適切であった。</p>
<p>教育局 大宮北養護学校</p>	<p>大宮北養護学校において、平成19年度の備品の購入に当たり、次のような不適切な事務処理を行っていた。</p> <p>1 19年6月13日にワイヤレスアンテナ(契約額99,960円)及びワイヤレスライク(契約額26,250円)をそれぞれ別契約で購入した。1件の契約として発注し、2者以上から見積書を徴収すべきであった。</p> <p>2 20年1月7日にワイド製版機(契約額64,050円)を発注した。Tシャツにプリント柄を印刷するには、製版機に合わせた印刷機が必要であるが、当初、既存の印刷機を活用できると見込んでいた。</p> <p>その後、既存の印刷機が使用できないと判明し、追加して2月に多色印刷機を発注(契約額72,450円)した。</p> <p>既存品が活用可能か十分な調査をして一括発注とすべきであり、その場合は10万円以上となることから、2者以上から見積書を徴収すべきであった。</p>

2 監査意見

機関・職制名	監 査 の 意 見
農林部 東松山農林 振興センタ ー	平成20年度に一般競争入札で執行した「20上福第503号排水路護岸工事」（契約額18,900千円、落札率95.9%）の入札参加業者数は3者であった。入札参加資格では、「特定建設業の許可を受けている者」としたが、当該工事の規模では「一般建設業の許可を受けている者」で可能であった。多くの企業が入札参加できるように、適切な入札参加資格を設定されたい。

県土整備部	さいたま県 土整備事務 所
	平成9年度に実施した新芝川の不法係留船舶等排除に係る行政代執行に要した費用は、原因者が負担することになっている。この行政代執行に要した費用7,330,922円のうち、6,882,922円が未納となっている。当事務所では、納入通知書や督促状を年に一度は送付し、一部の債務者への自宅訪問等を行っている。しかし、この債権は21年8月末から9月に時効を迎えるため、土地、建物等の財産調査を行い、強制執行などの検討をする必要がある。

埼玉県監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知並びに同条第10項の規定に基づき監査委員が添えた意見に対して、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年7月3日

埼玉県監査委員 春日敏彦
埼玉県監査委員 米田正巳
埼玉県監査委員 田中龍夫
埼玉県監査委員 大山忍

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関	監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
環境部 資源循環推進課	平成19年10月5日 (第1916号)	「廃棄物処理透明化推進事業」は「電子マニファースト(産業廃棄物管理票)にデジタル画像とGPS(位置情報)を組み合わせたシステムを構築・運用等を行うものである。協定に基づき、システムの開発・運用は民間事業者が行い、県は排出事業者責任の広報用リーフレットの作成や業者検索サイトの開発・運営等を行い、これら業務に職員2名が従事した。 平成17年10月に総務省が行政評価・監視に基づき環境省に出した勧告によると、正しく運用されているマニファースト	指摘のとおり、このシステムの中小企業への普及には、前提として電子マニファーストの導入促進が欠かせない。そのため、各種業界団体や中小企業を含めた排出事業者等を対象にした電子マニファースト普及説明会(6回)や個別説明を行うとともに、システムの普及を行った。その結果、参加企業は、平成21年3月末時点で49社(契約件数78件)に増加している。 サービス開始から1年となる平成20年度は、システムの普及拡大を目指して、NTTME独自に当システムの評価と

		<p>トは28.8%にすぎず、不法投棄等の不適正処理を防止するというマニフェスト制度が十分機能していないことを示している。このような状況では、マニフェスト制度の適正な運用を図ることが緊急の課題であり、普及の進んでいない電子マニフェストと組み合わせたシステムを構築する必然性は低い。</p> <p>さらに、県内に約77,000の排出事業者があるなかで、今年度の目標参加企業数を200社として平成19年5月にサービスを開始している。しかも、平成19年8月時点で処理業者30社程度及び大手家電メーカーの参加にとどまっている。</p> <p>また、産業廃棄物は広域で処理を行っており、本県単独の施策では十分な効果を上げることが期待できない。他都道府県との連携を図り、広く産業界に受け入れられるよう普及に努めることが不可欠である。</p> <p>中小企業への普及策を取らないまま、事業をスタートさせたばかりでなく、広域的に関係業界、関係都県等との連携を取らなかつたことは、適切性に欠けている。</p>	<p>改善検討、東京に本社のある製造業の企業に対する説明及び宣伝広告などを行った。</p> <p>なお、関係都県等との連携については、全国の行政関係者が集まる全国会議で本県の取組を紹介し、システムの普及に努めた。</p>
企画財政部	システム調整課	<p>平成20年10月3日 (第2019号)</p> <p>平成19年度の県庁 LAN 機器貸借及び運用管理業務委託は、総合評価方式により行われた。</p> <p>入札価格において82,047千円高かつたが、技術点で高得点を上げた価格点2位の業者が落札者となり、約764,200千円で契約した。</p> <p>しかし、この入札は、評価方法等に以下のような課題があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 価格点は、入札価格が下がるにつれ得点が高くなる算定となっており、契約の履行が懸念されるような安値入札でなければ高得点が得られない。今回の入札の価格点と技術点の配点割合である4対6以上に、価格点の実質的な配点割合は低くなっている。 2 技術点は、大半の評価項目において、順位に従い、配点10点に対し1位10点、2位5点、3位3点のように一律の評価得点を算定しており、実際の技術水準を反映した評価となっていない。 3 落札者の決定に当たっては、学識経験者等3名と職員3名で構成された総合評価審査委員会において評価及び採点を行ったが、技術面での評価と運用面での評価を合わせて行ったため、評点が特定の1者に大きく集中した。 	<p>価格点の算定方法については、県の基準(「情報システム調達に係る総合評価落札方式標準事務処理要領」第6条)に基づいている。</p> <p>また、価格点と技術点の比率、技術点の算定方法、技術面の評価と運用面の評価を合わせて行うことなどの落札者決定基準については、地方自治法施行令第167条の10の2及び地方自治法施行規則第12条の4に基づき、複数の学識経験者の意見聴取を行った上で定めたものである。</p> <p>なお、評点が特定の1者に集中したことについては、各審査委員が所与の条件の中で業務上の知見に基づき最善の評価をした結果であると認識している。</p> <p>総合評価落札方式は、導入後3年を経過したが、評価制度としては、技術動向などを踏まえ検討の余地がある。</p> <p>具体的には、総合評価を選択する基準をはじめとして、価格点と技術点の算定や評価の方法、価格点と技術点の比率、審査委員会のあり方などについては、検討すべき課題と考えている。</p> <p>学識経験者の意見を聴くとともに、国や都道府県の動向を勘案しながら、課題に適切に対応できるよう検討している。</p> <p>(平成21年4月1日組織改正 システム管理課)</p>

<p>県民生活部</p>	<p>青少年課</p>	<p>平成20年10月3日 (第2019号)</p>	<p>子どもたちを地域で育む事業は、平成19年度予算10,000千円に対し、執行額は3,835千円であり、予算額の約38%にとどまった。 制度開始当初の16年度は7割近くの執行があったが、17・18年度はそれぞれ10%台にとどまり、未だ十分な改善策が講じられていない。 実施した事業もリーフレットの全戸配布や街頭キャンペーンなど小規模、単発的な事業にとどまっていた。 より効果があり、市町村にとっても魅力的な、幅の広い総合的な事業となるよう抜本的に見直す必要がある。</p>	<p>市町村等にとって更に使いやすい事業とするため、以下の制度改正を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新規事業だけでなく継続事業も補助対象とした。 2 補助メニューに「青少年夢のかけはし事業」（スポーツや文化等分野の著名人による出前講座）を追加した。 3 200千円～500千円としていた最低事業費を一律200千円に減額した。 4 補助実績を踏まえ平成20年度予算10,000千円から21年度予算は、5,000千円に減額した。
<p>県民生活部</p>	<p>消費生活課</p>	<p>平成20年10月3日 (第2019号)</p>	<p>特定商取引法は、訪問販売など消費者トラブルを生じやすい特定の取引類型を対象に、トラブル防止のルールを定めており、問題のある事業者に対しては、県が自ら調査し処分する権限を付与している。近時問題となった事案について、東京都が平成18年7月に、神奈川県が19年3月に行政指導を行っていた。この情報は隔月ごとに開催される都県間の連絡会議の場などを通じ本県も入手していた。 この事案については、本県においても、17年度に4件、18年度に15件の相談・苦情を受け付けていた。19年度には、6月末までにクーリング・オフや商品の不具合等に関する相談・苦情を5件受け付けていた。 こうした中で、国は19年7月から広域的な事案として調査を開始し、20年7月に業務停止命令処分を行った。 県が迅速かつ的確に対応することにより、県民の被害を最小限に抑えることができたはずであり、県民生活を守る立場から積極的に対応すべきであった。</p>	<p>1 近隣都県等との連携・情報交換を密にし、把握された悪質事業者に係る情報については、適宜対応方針を定め、迅速・的確な対応を図る。 2 なお、事業者指導を迅速かつ的確に行うためには、組織の体制整備が極めて重要であることから、平成21年度において、職員4名、警察官OB2名を増員し、立入調査班を1班体制から3班体制へ拡充した。 3 このことにより、3～4事案を同時並行的に処理することが可能となったことから、悪質事業者への徹底的な処分・指導を積極的に実施していく。</p>
<p>危機管理防災部</p>	<p>消防防災課</p>	<p>平成20年10月3日 (第2019号)</p>	<p>「防災行政無線施設保守点検業務委託」は、地上系と衛星系の2系列があり、専門業者に保守管理業務を委託している。 当該委託業務は、施設の稼働以降平成17年度まで、地上系と衛星系とは個別に契約を行っていたが、18・19年度は両系統を一括契約して、各年度とも、約71,116千円で契約した。 20年度は、「保守管理業務において、設置業者でなければ迅速な対応がとれないケースが生じ、防災活動に支障を来すおそれがあった。」という理由で、地上系と衛星系に分けそれぞれ一般競争入札を実施した。 19年度の委託契約が、設置業者以外では履行困難であっ</p>	<p>平成18、19年度中に防災行政無線施設保守点検業務において、「設置業者でなければ迅速な対応がとれないケースが生じ、防災活動に支障を来すおそれがあった」ことと鑑み、平成20年度には、他県における同種の保守点検業務委託の状況調査（契約相手が設置業者に限定されているか否か等についての調査）を行うとともに、本県のシステム構成において、円滑な保守点検業務が実施できるよう委託業務の仕様について検討を行った。 平成21年度は、上記調査結果及び仕様の検討結果を踏まえ、設置業者にしかできない内容の保守点検又は障害修理を要する事態の発生に備えるため、委託契約の仕様に、設置業者にしかできない内容の保守点検又は障害修理を要す</p>

危機管理防災部	化学保安課	平成20年10月3日 (第2019号)	<p>たのならば、20年度は仕様や業務の切り分けなどを見直すべきであり、単に地上系と衛星系に分けて競争入札を実施したことは不適切であった。</p>	<p>る事態が発生した場合には、設置業者の協力を取り付けることを要件とする内容を盛り込み、平成20年度同様、一般競争入札により業者選定を行った。</p> <p>不適合事項の指導について、以下のとおり改善策を講じた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成21年2月に事務手続きを改め、立入検査によって違反を発見した場合は、違反のあった事業者に対し、改善の状況について報告書を提出させることとした。 「器具の備付け」及び「標識の掲示」の不備が主な違反であるが、違反の発生を防止するため、平成20年11月に申請手続きを改善し、新規登録申請や更新登録申請時に確実に確認できるようにするとともに、ホームページや関係団体等を通じて申請手続きの変更点について事業者に周知した。 <p>また、平成21年1月には関係者を集めた会議を開催し、違反等の発生原因について検討を行うとともに、その結果については広く関係者に周知した。</p>
環境部	青空再生課	平成20年10月3日 (第2019号)	<p>自動車公害監察事業は、粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車について、路上及び事業所において検査を実施している。</p> <p>平成19年度は、基準を満たさない違反車両341台に警告書等を発布したが、そのうちの56台については、度重なる行政指導にもかかわらず改善計画書が提出されていない。16年度は1台、17年度は8台、18年度は7台の車両について、改善計画書が提出されていないにもかかわらず、運行禁止命令が発出されていない。</p> <p>行政指導に従わず改善計画書を提出しない使用者に対しては命令を発出し、従わない者は警察に告発するなど、厳格な対応を図るべきであった。</p>	<p>改善計画書が提出されていない17、18、19年度の違反車両の使用者に対して、隣接県を含む現地訪問を始めとした重点的な指導を実施した。その結果、平成20年3月31日に登録が抹消された16年度の1台を除き、17、18、19年度の71台すべてについて、改善計画書が提出された。</p> <p>さらに、平成21年3月17日付けで「運行規制に係る立入検査等実施マニュアル」を改正し、今後は当該マニュアルに従って業務を実施していくこととした。</p>
環境部	産業廃棄物指導課	平成20年10月3日 (第2019号)	<p>埼玉県土砂条例では、3,000㎡以上の土地に土砂のたい積を行う場合には、県知事の許可を受ける必要がある。その「解釈及び運用」では、土砂のたい積区域は「物理的一体性、機能的同一性、事業者の同一性、施工時期の近接性を勘案して総合的に判断する必要がある」とされている。</p> <p>しかし、県ホームページで公開されている同条例の「Q&A」では、「道路で分断されていれば、別の土砂のたい積とみることができる」と単純な解釈が示されている。こ</p>	<p>県ホームページにおけるQ&Aの内容は、「土地利用の連続性のみに着目」しているかのようであり、事業者に誤解を与えかねない不十分な記述であるため、当該解釈の記述については削除した。</p> <p>また、土砂条例の目的を達成するために、環境管理事務所と調整しながら、「解釈及び運用」を見直し、たい積する土地の区域の一体性に係る判断基準を明確化した。</p> <p>併せて、単にたい積を分けることによる条例逃れを認めないよう「手引き」を改正した。</p>

			<p>のような解釈は、土地を分割してたい積することによる意図的な条例逃れを許してしまうおそれがある。</p> <p>平成19年度に、寄居町の休耕田で農地法に違反して行われた土砂のたい積は、間に1筆の土地を挟み、1,771㎡と1,540㎡の2区画の土地で行われたため、同条例に基づく許可は不要と判断されたが、同条例の「解釈及び運用」からみて適切な対応ではなかった。</p> <p>このような誤った指導が行われないよう、環境部として統一的な解釈・運用を徹底するべきである。</p>	<p>平成21年度からは、見直した「解釈及び運用」と「手引き」により土砂条例を運用することとし、各環境管理事務所にてその旨周知徹底した。</p>
<p>産業労働部</p>	<p>就業支援課</p>	<p>平成20年10月3日 (第2019号)</p>	<p>若者自立支援センター埼玉運営事業業務委託は、平成19年度は提案競技により8,848千円、20年度は1者随意契約により8,799千円で契約した。</p> <p>1者随意契約の理由として、業務の性質から受託企業を変更せずに長期間継続して行うことにより効果が出るものであるとしている。</p> <p>しかし、19年度の提案競技において長期間継続する事業であることを明記せずに提案競技を行っている。</p> <p>また、約3割の利用者が精神的な問題を抱えており、長期支援を要するとしている。しかし、カウンセリングが長期にわたる必要があれば、委託業務の募集に当たって考慮すべきであった。</p> <p>業務内容に継続性が必要であるならば、長期間継続することを明記して入札又は提案競技を行うべきところを明記せずに契約を行ったことは適切ではない。</p>	<p>利用者に対しては長期の支援が必要であるものの、支援内容については毎年度見直しを行う必要があり、長期継続することを前提とした契約にはなじまない。</p> <p>そこで、平成21年度については、企画提案募集要項を作成するとともに、委託業務の内容を明示し、公募による企画提案競技方式により事業者を決定した。</p>
<p>産業労働部</p>	<p>就業支援課</p>	<p>平成20年10月3日 (第2019号)</p>	<p>障害者雇用サポートセンター運営事業は、平成19年度は提案競技により39,732千円で、20年度は1者随意契約により44,700千円で契約した。</p> <p>1者随意契約の理由として、「19年度事業の順調な成果」や、「事業の継続の必要性」を挙げているが、19年度提案競技においては、成果次第で翌年度以降も契約を継続する可能性があることを明示していない。</p> <p>19年度提案競技において、当該事業は人やネットワークが重要であることを示して、一定の成果を上げるのに必要な年数も提案させることや、成果が上がらない場合の解約条件を付けた長期継続契約を検討するなど、19年度契約時点で長期間の契約を検討すべきであった。</p> <p>19年度契約時には単年度を前提とした契約を行い、平成20年度には継続の必要性を理由に、同一社と1者随意契約</p>	<p>当該事業は全国的にも例のない新しい取組であり、実施状況によっては事業内容の見直しも考えられること、また、障害者雇用を取り巻く環境が急激に変化してきていることから、長期継続契約にはなじまない。</p> <p>そこで、平成21年度については、1者随意契約を見直し、委託団体募集要項を作成するとともに、委託業務の内容を明示し、公募による企画提案競技方式により事業者を決定した。</p>

<p>教育局</p>	<p>高校教育指導課</p>	<p>平成20年10月3日 (第2019号)</p>	<p>外国語指導助手業務委託においては、価格のみによる受託者の選定では、業務の履行に懸念があるという理由で、県内を3地区に分割して、随意契約により契約を締結した(契約額 南部・東部地区：8,064千円 西部地区：8,160千円 北部地区：約8,111千円)。 しかし、事業者の契約実績の幅広い調査、十分な市場調査による適正な予定価格の設定、入札参加条件の設定等により、適正な履行は確保できるものであり、競争入札を行うべきであった。 これらの点について十分な検討を行わずに随意契約により契約したことは、適切性に欠けていた。</p>	<p>平成21年度の外国語指導助手業務委託においては、入札参加条件を設定した上で一般競争入札を実施した。</p>
<p>県民生活部</p>	<p>男女共同参画推進センター</p>	<p>平成21年3月6日 (第2061号)</p>	<p>男女共同参画推進センターでは、現行の情報システムが陳腐化したため、21年4月からの新システム移行に向けて、20年10月に総合評価一般競争入札(WTO案件)を行った。 入札参加者は現行システムを開発した者だけであつたため、競争は成り立たなかつたが入札・提案に係る総合評価を行い、61,950千円で開発業務を委託した。 開発費が約62,000千円(そのほかに5年間の運用経費が約1億円)の大規模なシステム開発の発注としては、以下の点で適切性に欠けていた。 1 入札公告から入札までは40日間とWTOが求める最低日数であり、開発期間も正味5か月間と短く、この規模の技術提案や開発を行うには不十分であつた。その結果、現行システム開発者以外の参加が得られなかつた。 2 価格点は、入札価格が下がるにつれ得点が上がる算定となつており、契約の履行が懸念されるような安値入札でなければ高得点が得られない。今回の入札の価格点と技術点の配点割合である5対5以上に、価格点の実質的な割合は低くなつている。 3 現行業務の改善や現行システムの機能の活用状況を十分検討せずに、更新システムの機能や仕様を決定した。たとえば、新システムに引き継がれる機能のうち「インターネット相談」や「人材データベース」などは、有効に使われていない。 こうした機能については、現行業務における課題を洗い出し、有効に活用する方法を検討した上で仕様を決定</p>	<p>情報システムの更新について、今後、同様な調達案件が生じた場合には、以下の点に留意した上で適切な調達に努める。 1 一般競争入札の公告期間は、WTOが求める40日間を充足させるのはもちろんのこと、開発規模、内容及び同種の調達事例等を勘案し、慎重に設定する。 また、開発期間についても開発業務の内容を勘案し、適切な期間を設定する。 2 落札者決定基準の作成にあつては、情報システム調達支援所管課の指導・助言を仰ぎながら、より競争性の発揮されうる基準の作成に努める。 3 情報システムの更新に当たつては、システムの活用状況、業務における課題及び県民ニーズ等を総合的に勘案したうえで、開発仕様を決定する。</p>

<p>環境部</p>	<p>北部環境管理事務所</p>	<p>平成21年3月6日 (第2061号)</p>	<p>すべきであった。</p> <p>平成19年度に寄居町の休耕田で、農地法に違反して行われた土砂のたい積行為は、1,771㎡と1,540㎡の近接した2区画で行われた。</p> <p>環境管理事務所では、各区画が3,000㎡未満であることから、埼玉県土砂条例に基づく許可は不要と判断した。しかし、同条例の「解釈及び運用」では、「一体性は、行為者、場所、行為時期等を総合的に判断する」とされていることから、この判断は適切ではなかった。</p> <p>その後、県農林振興センターの改善指導を受けた行為者から、「近隣の土地に土砂を排出し、2,991㎡と1,767㎡の2か所にたい積する」という届出があり、環境管理事務所では20年3月に受理したが、次の点が適切でなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 違反者から提出された、たい積面積2,991㎡という不自然な届出について、現場の状況やたい積の方法などを確認もせずに受理したこと 1団の土地において、合計で3,000㎡を超える土砂のたい積に許可が不要と判断したこと <p>さらに、届出行為に関する十分な監視指導を怠り、届出内容と異なる排出が行われていることを放置した上、排出先現場の土砂のたい積状況も単なる目視確認にどどまった。</p> <p>事案の覚知から行為完了に至るまで、必要な現場確認や指導を怠った。</p>	<p>監査の指導を受けて、土砂のたい積区域の一体性に係る判断基準を明確化した「解釈及び運用」が、平成21年4月1日から改正施行された。</p> <p>排出先のたい積に関しては、平成20年8月4日に農林振興センターと是正措置の確認を行った際、第2期目も併行して実施していることが判明したもので、正確な測量をさせるとともに、必要な現場確認を行い、適正な完了届を提出させた。</p> <p>なお、排出先の実際の土砂のたい積面積は、2か所合わせて2,122㎡であった。</p> <p>今後は届出についても適切な監視・指導等を行い、条例の適正な運用を図っていく。</p>
<p>農林部</p>	<p>秩父農林振興センター</p>	<p>平成21年3月6日 (第2061号)</p>	<p>平成18年度末から19年度末にかけて、納入業者に見積書、納品書及び請求書の書き替えを指示し、プリンター用トナー、インクカートリッジ、パソコンソフトなど合計243,200円分の消耗品を購入したことにして、パソコン周辺機器(スキャナー、ハードディスク、モニター2台)、液晶テレビ、デジタルカメラの6点を不正に購入した。</p>	<p>購入した機器については、備品として適正に管理するとともに、再発防止のため、物品購入時の発注確認及び物品納入時の検査確認を総務担当の職員を含めた複数の職員で行うこととし、チェック体制の強化を図った。</p> <p>また、職員一人ひとりに対して、改めて埼玉県財務規則等の法令の遵守を徹底するため、職場研修を実施した。</p> <p>さらに、業者との業務以外の接触を制限することについて、再度周知した。</p>
<p>県土整備部</p>	<p>飯能県土整備事務所</p>	<p>平成21年3月6日 (第2061号)</p>	<p>平成19年2月に、「地方道路交付金(交通安全)整備工事(契約額49,350千円)」で、県道富岡入間線の自転車歩行者道整備工事を発注した。</p> <p>工事に着手したところ、請負者から斜面崩壊の危険性を指摘され、当初予定していなかった斜面補強工事(約63,000千円)が必要となった。</p>	<p>今後、同様の工事発注に当たっては、現地調査を徹底し、地形・地質等の現場条件を十分把握して工事の計画を立案するとともに、他の担当による設計の点検などチェック体制の強化を図ることとした。</p> <p>また、所内会議において、職員に対し工事の進行管理を含め、適正な事務処理を周知徹底した。</p>

			<p>このため、20年3月に「自転車歩行者道整備工事(契約額27,633千円)」及び「地方道路交付金(交通安全)整備工事(契約額18,900千円)」を、20年9月に「地方特定道路(交通安全)整備工事(契約額15,435千円)」を追加し、工事費の合計は111,318千円となった。</p> <p>現地は急斜面で、落石防止柵等が設置されていることから、工事の計画段階で十分な調査を行っていれば斜面補強の必要性は予見できるものであった。</p> <p>また、斜面補強工事は再度にわたり追加発注されるなど、工事の進行管理が適切でなかった。</p>	<p>不自然な入札に対処できるよう、内訳書の確認は2人以上で行っている。</p> <p>また、内訳書一覧表を作成し、内訳金額の一致等の確認を容易にするとともに、疑惑のある入札については、落札決定を保留し指名委員会と協議し、必要に応じて入札参加者から事情聴取を行うこととした。</p> <p>さらに各事業担当本課への協議も行い入札事務の適正な執行を図ることとした。</p>
<p>県土整備部</p>	<p>秩父県土整備事務所</p>	<p>平成21年3月6日 (第2061号)</p>	<p>平成19年度に、指名競争入札で執行した「地方特定道路(改築)整備工事(契約額16,800千円、落札率97.6%)」は、入札参加者が11者であった。</p> <p>この入札においては、入札金額が16,000千円1者(落札者)、16,100千円2者、16,200千円5者、16,300千円3者と、10万円単位で規則的に増加している。</p> <p>また、入札金額見積内訳書の科目では、舗装工で10者、石・ブロック積工で9者、構造物撤去工で8者が同額であるなど、内訳金額が一致しているものが多く見られた。</p> <p>このように、明らかに不自然な入札については、落札決定を保留し、入札参加者から事情を聴くなどの対応をすべきであった。</p>	<p>入札事務の執行に当たっては、より適正な事務処理を進めるため、平成19年9月28日付文第20088—1号総務部長通知を関係職員に再度周知した。</p> <p>また当該入札時の事実関係を確認し、企業局長から21年3月2日付けで「入札・契約事務の適正な執行について」(通知)として、局内全課所場に対し、入札・契約事務の執行時にはより慎重な取り扱いを行うよう周知徹底を行い、再発防止に努めた。</p>
<p>企業局</p>	<p>大久保浄水場</p>	<p>平成21年3月6日 (第2061号)</p>	<p>平成19年度に、一般競争入札で行われた「19大修第203号西部系主ポンプ修繕工事(契約額16,275千円、落札率100%)」は、入札参加者が2者であった。</p> <p>この入札において、2者から提出された入札金額見積内訳書は、直接工事費及び共通仮設費の内訳金額、並びに現場管理費がすべて同額であり、一般管理費に10万円の差があるだけであった。</p> <p>このように、明らかに不自然な入札については、落札決定を保留し、入札参加者から事情を聴くなどの対応をすべきであった。</p>	

2 監査の結果「注意」とした事項

対象機関	監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
福祉部 総合リハビリテーションセンター	平成21年3月6日 (第2061号)	平成19年度に、随意契約により「昇降台・スロープ設置(契約額739,200円)」と「手摺り撤去・新規設置(契約額693,000円)」の修繕工事を行った。 2つの修繕工事は、修繕場所、執行同日、見積合せ日、履行期間、工種が同一であり、見積合せの結果、発注した業者も同じであった。 このような修繕工事を、一括して発注しなかったことは不適切であった。	今後、同様の修繕が生じた場合には、利用者への影響を必要最小限にするとともに、スケジュールメトリットを発揮する視点からの発注に努める。
産業労働部 創業・ベンチャー支援センター	平成21年3月6日 (第2061号)	平成20年度に、1者随意契約により「株式会社上場に向けた社内体制の整備セミナー」(契約額604千円)を業務委託した。 1者随意契約の理由として、「このセミナーは、19年度に実施した株式会社上場基礎セミナーの続編に当たり、19年度セミナーの講義内容及び顧客ニーズを把握しているのは、19年度の受託者に限られること」をあげている。 20年度セミナーの業者選定に当たり、19年度セミナーの講義内容及び顧客ニーズ等は、県が仕様書に示すべきことであり、これらを把握している19年度セミナーの受託者に限定される理由とはならない。 他の者でも実施できる業務を1者随意契約としたことは不適切であった。	今後、同様のセミナーを企画・実施する場合には、セミナーごとに講義内容、顧客ニーズ等を仕様書に明示した上で、複数事業者の指名による見積合わせを行い、原則として価格競争による契約を行うことを徹底した。 また、平成21年度においては、前後編にわたるシリーズもののセミナーを実施する予定はない。
県土整備部	朝霞県土整備事務所 北本県土整備事務所 川越県土整備事務所 東松山県土整備事務所 熊谷県土整備事務所	平成21年3月6日 (第2061号)	道路橋りょう使用料の徴収は、埼玉県道路占用規則5条では前年度からの継続分については、当該年度分を5月末日までに徴収することになっている。 また、河川使用料の徴収は、土木部長通達で速やかに徴収することになっている。 しかし、以下の県土整備事務所では、調定や納入通知書の発行が遅れたため、以下の件数が、6月以降に徴収されていた。 1 朝霞県土整備事務所 19年度に63件のうち61件、20年度に79件すべて 2 北本県土整備事務所 19年度に74件のうち0件、20年度に68件のうち56件 3 川越県土整備事務所

県土整備部	飯能県土整備事務所	平成21年3月6日 (第2061号)	<p>19年度に165件のうち107件、20年度に183件のうち167件</p> <p>4 東松山県土整備事務所 19年度に234件のうち229件、20年度に120件のうち95件</p> <p>5 熊谷県土整備事務所 19年度に324件のうち230件、20年度に376件のうち145件</p>	<p>年度末の3月に「行政財産使用許可物件台帳」を作成して債権管理の徹底を図るとともに、新年度になって速やかに調査ができるよう改善を行った。</p> <p>また、「行政財産使用許可物件台帳」を債権管理簿に貼付するとともに、担当者以外の職員がチェックを行うことで未処理を防止する体制とした。</p>
教育局	川越総合高校	平成21年3月6日 (第2061号)	<p>平成20年度に、「ボア及び錠交換工事2,463,300円(県費)」と、「管理棟等鍵交換工事2,500,000円(団体会計)」を執行した。</p> <p>20年度に有人警備から機械警備に切り替えるために、県費で行うボア等の改修と合わせて、機械警備の対象とならない部屋のボア及び鍵についても団体費で改修したものである。</p> <p>いずれの契約も7月28日に見積合わせを行い、事前に参考見積書を徴取した業者と契約したが、この業者選定において以下の点が適切ではなかった。</p> <p>1 県費執行分の見積書を求めた5者と、団体会計執行分の見積書を求めた3者のうち、1者(事前に参考見積書を徴取した者)だけが重複していた。</p> <p>この1者だけが両工事が事実上一体的に執行されることを知っており、残る7者はこうした事情を知らなかったため、公平な競争が行われたとは言いがたい。</p> <p>2 県費執行分については、参考見積額の単価に0.8を乗じた単価により積算を行い、予定価格調書を作成して見積合わせを行ったが、団体会計執行分については、予定価格調書を作成せず、参考見積額と同じ単価による見積額で契約した。</p> <p>同時期に執行される同種の工事において、県費執行分</p>	<p>団体費と併せて県費を執行する場合は、公平性と効率性を確保するため、全ての入札等参加者に対し、全体の計画を明示した上で入札を行うこととした。</p>

3 監査の結果「意見」とした事項又は添えた意見

	の単価と団体会計執行分の単価が2割違う。県費執行分と比して、団体会計執行分は過大であった。	
対象機関	監査の結果	講じた措置
保健医療部 保健医療政策課	<p>監査結果の公表年月日 (県報の号数)</p> <p>平成18年6月30日 (第1786号)</p> <p>保健所の集約再編に伴う保健所分室の設置により、機能及び人員が大幅に縮小された。 これにより、保健所分室においては空室などが生じている。有効な活用策について検討する必要がある。</p>	<p>効率的な人員配置により、保健所本所の機能強化を図るため、保健所再編の一環として平成22年3月末で保健所分室は廃止することとした。</p>
出納局 物品管理課	<p>平成18年10月3日 (第1813号)</p> <p>現在、県の本庁各課において必要とする事務用消耗品について、出納局において一括購入を実施し、経費削減と購入事務の合理化に大きな効果を上げている。こうしたことから、地域機関においても事務用消耗品の一括購入の可能性について検討する必要がある。</p>	<p>平成18年12月に、事務用消耗品の中から、各地域機関の購入価格を比較可能な物品として、コピー用紙を選び、購入状況を各地域機関について調査した。 調査結果によると、本庁と地域機関では、一括できる課数や使用枚数が異なっており、本庁で行っている事務用消耗品一括購入の方法を、そのまま導入するのは難しい。 なお、他の課所の発注状況や購入価格情報を参考にし、より効率的な予算執行を図るよう、平成19年8月20日付けで各地域機関あて調査結果を通知した。 平成20年4月に、9か所の地域振興センターが設置された。併せて、新行財政改革プログラムに基づき、地域機関(合同庁舎、地方庁舎)の総務事務の集中化について検討・調整を行った。このプログラムを所管する改革推進課と情報交換を行い、地域機関における事務用消耗品の一括購入についても、集約に当たっての事務配分を具体的に検討した。 その結果、平成21年4月から地域機関(地方庁舎、合同庁舎)における消耗品一括購入等の総務事務について、地域振興センター又は県税事務所に集約することとなった。 (平成20年4月1日組織改正 会計管理課)</p>
危機管理防災部 消防防災課	<p>平成19年10月5日 (第1916号)</p> <p>災害時には、災害対策本部の直轄(危機管理防災部)をはじめ、物資部(産業労働部)、食料部(農林部)等で構成される物流オペレーションチームにより、災害用備蓄物資を一括して被災地に配送することとしている。 しかし、日常的な管理は、災害対策資機材を危機管理防災部、生活必需品を産業労働部、食料を農林部、医薬品を</p>	<p>大規模災害発生時には危機管理防災部のみならず、県全組織が総力を挙げて災害対策に当たることとしている。災害時に各々が円滑に活動するためには、平時においても関係各々がその役割に応じて物資管理等に取り組んでおく必要がある。 災害用備蓄物資については有効活用を図るため、物資関</p>

<p>危機管理防災 部</p>	<p>危機管理課 消防防災課</p>	<p>平成19年10月5日 (第1916号)</p>	<p>保健医療部が個別に行っている。 消費期限がある備蓄物資については、期限切れ前に防災訓練で活用するなど有効活用を図っているが、産業労働部では、簡易トイレの使用期限切れに伴い、平成18年度に処分のために約34万円を費やして78,300枚を廃棄した。 このようなことは、各部が個別に備蓄物資を管理していることに要因があると思われる。また、災害時には、物流オペレーションチームにより一括配送しているが、仕分けや配分に関する権限が各部に分かれているため、迅速な対応が図れないおそれがある。 そこで、災害用備蓄物資については、日常から危機管理防災部が一括管理し、必要に応じて防災訓練などに有効活用するとともに、災害時の円滑な対応に備える必要がある。</p>	<p>係各部に対して物資提供を希望する市町村等を紹介するなどの協力を行った。 また、関係各部と会議等を通じて連携を図り、八都府市合同防災訓練や図上訓練の実施により、災害時の物資供給体制の確立に努めた。 備蓄物資の在庫等の情報については、日ごろより危機管理防災部において品目、在庫状況等の情報を集約し、管理している。</p>
<p>危機管理防災 部</p>	<p>危機管理課 消防防災課</p>	<p>平成19年10月5日 (第1916号)</p>	<p>埼玉県地域防災計画では、災害対策本部は県庁舎に設置することを原則としている。しかし、防災行政無線を始め、災害情報収集伝達の拠点となる第二庁舎には、本部設置が可能なスペース等は確保されていない。 事前予測がある程度は可能な風水害と異なり、地震災害に対しては、情報収集伝達手段・機能等を常備した本部機能の確保は不可欠である。 埼玉県耐震改修促進計画では、防災上重要な建築物として、災害対策本部組織が設置される施設等を優先して、平成23年度までに耐震改修を終えるとしているが、建築物の耐震化にとどまらず、本部機能の確保まで見据えた対策が必要である。 また、跨線橋や跨道橋、緊急輸送道路上の橋長100m以上の重要橋りょう79橋は、耐震補強工事が平成19年度で完成する。 残る「第一次特定緊急輸送道路」、「第一次緊急輸送道路」及び「第二次緊急輸送道路上の橋りょうのうち東京湾北部地震による被害が想定される市町村」に存する橋りょう57橋は、早急に耐震補強が必要である。 このため、災害対策本部用施設の建て替えや橋りょうの耐震補強については、PFIを導入するなど方策を検討し、耐震化に取り組む必要がある。</p>	<p>大規模な自然災害やテロ等に対し、的確に応急対策等を実施するための拠点として、「危機管理防災センター(仮称)」を平成23年度中のオープンを目指し整備することとした。 「第一次特定緊急輸送道路」、「第一次緊急輸送道路」及び「第二次緊急輸送道路上の橋りょうのうち東京湾北部地震による被害が想定される市町村」に存する橋りょう57橋の耐震補強については、平成27年度までに実施する。 実施にあたっては、緊急輸送道路の種類等を勘案し、優先度の高いものから速やかに実施していく。 (危機管理課、管財課、道路環境課)</p>
<p>危機管理防災 部</p>	<p>危機管理課 消防防災課</p>	<p>平成19年10月5日 (第1916号)</p>	<p>危機管理防災部では、危機や災害に強い体制整備に向けて、以下の点に取り組まれない。</p>	<p>危機や災害に強い体制整備に向けて、以下の点に取り組んだ。</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 県・市町村危機管理リーダー養成研修などの訓練、研修を体系的に整理して、早期に実施すること。 ・ 5年以上地域防災計画の見直しを行っていない市町村に対しては、早急に修正をするよう、引き続き働きかけを行うこと。 ・ 自主防災組織については、組織率向上にとどまらず、消火・救助訓練の実施など日ごらの活動実態についても毎年フォローすること。 ・ 市町村と協力して、自衛消防組織、自主防災組織、災害支援ボランティアなど、地域の災害対策活動リーダーの養成と各主体間の連携を促進すること。 ・ 国民保護マニュアルについては、関係機関に対する配付にとどまらず、マニュアルに基づく訓練の検証結果を元に見直しを行うこと。 ・ 中学生向けに作成した「危機管理・防災に関する教材」については、全校配布するなど、全公立中学校で活用されるよう普及活動に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年度には、6月に県の新規採用職員に危機管理基礎研修を、県と市町村の危機管理担当職員に、化学テロ対策研修を実施した。 また、10月に県各部署の危機管理担当職員に国民保護に関する研修を、11月に国民保護に関する図上訓練を実施した。 ・ 21年3月31日現在で見直しを実施していない7団体のうち、6団体については現在作業中であり、1団体については、平成21年度に着手することとなった。 ・ 20年度は、各市町村における研修の実施状況及び訓練への参加状況について聞き取りによる調査を実施するなど、防災組織の状況の把握に努めた。 今後は、自主防災組織の取組について事例集を作成し、市町村への情報提供を行うとともに、独自に状況調査を実施することで、自主防災組織の活動実態の把握に努めるなどフォローアップ体制を整備していく。 ・ 20年度から自主防災組織リーダー養成講座を5回に増やした。 また、20年8月に実施した八都県市合同防災訓練では、自主防災組織と自衛消防組織を有する企業、災害支援ボランティアが連携して訓練を実施するなど、各主体間の連携を促進するための取組も行っている。 ・ 各種訓練の結果、浮かび上がった課題を解決するため、20年4月1日に「埼玉県国民保護対策本部及び埼玉県緊急対処事態対策本部要綱」を改正した。20年11月には、坂戸市と共催による住民参加型の実動訓練や図上訓練を実施し、マニュアル等の検証を行った。 今後も計画的かつ効果的に訓練を実施し、生じた問題点を把握し、必要な見直しを行っていく。 ・ 20年3月には、教材の内容を改訂するとともに、県内全市町村の教育委員会及び全公立中学校に配布した。 また、県ホームページにも掲載し、更なる普及推進に努めている。
病院局	がんセンター	平成19年10月5日 (第1916号)	<p>がんセンターに入居している食堂及び売店は、30年以上にわたり、病院開設時の事業協力者が固定資産の使用許可を受け、経営を行っている。</p> <p>しかし、病院開設時の事業協力者であったとの理由だけで独占的に使用許可を行うことは適切とは言いがたい。適切な財務事務を確保し、病院利用者へのサービスを向上する</p>	<p>がんセンターの建替えが決定されたので、施設整備計画で患者アメニティーの向上の観点から食堂・売店の種類、規模、運営方法について検討を進めることとした。</p>

			<p>ため、競争原理を働かせて入居テナントを選定する必要がある。</p>	
<p>病院局</p>	<p>精神医療センター</p>	<p>平成19年10月5日 (第1916号)</p>	<p>平成18年度に、児童思春期病棟30床及び急性期病棟50床を全個室で開設し、病床数が120床から200床に増床となった。その結果、入院患者数は17年度に比べ37.4%増と大幅な増加となったが、病床利用率については68.8%と14.1%の減となっている。これは、既存病棟の大半を占める4床室以上の多床室について、使い勝手が悪いとの理由で利用率が低迷したためであり、特に4床室や5床室が中心となっている第3病棟の利用率は50%台と落ち込みが目立っている。</p> <p>個室の利用率が比較的堅調に推移している中で、多床室の病床利用率が低迷しているという実情を踏まえ、病床がより有効に活用されるよう、多床室の個室化など利用のあり方について検討する必要がある。</p>	<p>心神喪失者等医療観察法に係る医療観察病棟への機能の転換を図る等、将来の病棟機能の見直しも視野に入れた利用のあり方について検討を進め、「医療観察法指定入院施設整備計画」を20年10月に策定した。その中で、第3病棟は、23年度中の医療観察病棟の開棟に先立つ22年度中を目途に廃止することとした。</p> <p>21年2月定例会に医療観察施設整備(案)の概要を報告し、21年度中に基本・実施設計を行うこととなった。</p>
<p>総務部</p>	<p>入札執行課</p>	<p>平成20年10月3日 (第2019号)</p>	<p>企業局及び病院局を除く地域機関の10万円以上100万円未満の物品調達では、上位30者の受注件数に占める割合が、平成19年度上半期では62%で、下半期では53%となっている。</p> <p>業者の電子入札共同システムへの慣れ等により、半年間で9ポイント低下しているものの、その占有率は大きいと言わざるを得ない。</p> <p>物品調達は、その規模や内容から県内各地域の地元業者が参加しやすいものであり、また、公共調達における地元業者の育成という役割を考えると、こうした状況は、決して好ましいものではない。</p> <p>このため、物品調達における公平性や透明性を確保する中で、登録業者のうち電子認証未取得業者に対する取得促進や小規模案件における発注方法の改善等を行い、より多くの地元業者が参加出来るよう努める必要がある。</p>	<p>1 電子認証未取得業者に対する説明会を平成20年10月29日に2回、11月5日に1回開催し、電子認証の取得を促進した。(説明会出席者 136名)</p> <p>2 10万円未満の物品調達については、可能な限り地元業者から見積書を徴取するとともに、特定の業者に偏らないように、平成20年10月16日付けで各部局に通知を出し、指導した。</p> <p>3 50万円未満の物品調達については、電子認証未取得業者も指名見積合わせにおいて指名できることとし、平成21年1月26日付けで関係課所長に通知した(対象期間は平成21年2月1日から平成22年3月31日までに限る。)</p>
<p>県民生活部</p>	<p>県政情報センター</p>	<p>平成20年10月3日 (第2019号)</p>	<p>情報公開条例第4条では、県の機関が保有する情報のうち、公表すべき事項を定めている。</p> <p>条例第4条の規定に基づく「実施機関が定める事項」を知事部局以外は定めていないが、知事部局以外の機関の情報公開度を高めることが埼玉県全体の情報公開度の向上につながる。</p> <p>今後、条例の規定に基づく公表事項を速やかに定め、積極的に公表していくことを、知事部局以外の機関に対し</p>	<p>平成20年6月12日に会議を開催し、各実施機関に対して条例第4条の規定に基づく「実施機関が定める事項」について規定を整備し、公表を実施するように依頼した。</p> <p>各実施機関と、「実施機関が定める事項」の規定内容について協議し、全機関において規定を整備した。</p> <p>2月に、実施機関のうち8機関について条例第4条の公表状況一覧を県ホームページに掲載し、県政情報センターのホームページからのリンクにより、各実施機関の公表状</p>

			<p>て、積極的に働きかけていく必要がある。また、県民の利便性の向上の観点から、公表義務のある資料全てを、県政情報センターのホームページから閲覧できるように配慮されたい。</p>	<p>況及び個々の情報が閲覧できるように整備した。 残り3機関においても、平成21年度中に県政情報センターのホームページからのリンクにより閲覧できるように、各実施機関の公表状況及び個々の情報を整備する予定である。</p>
<p>県民生活部</p>	<p>青少年課</p>	<p>平成20年10月3日 (第2019号)</p>	<p>青少年育成県民運動の推進母体として「青少年育成埼玉県民会議」が昭和41年に設立され、県では県民会議に補助を行っている。(平成19年度補助金額 11,682千円) 県民会議では、非行防止パトロールや声かけ運動、優良映画の上映、少年の主張大会など歴史ある事業を数多く行っている。しかし、現在では、インターネットを通じてドラッグや残虐ゲームなどの違法売買、掲示板への誹謗中傷の書き込みといった犯罪被害が社会問題になっている。また、ひきこもり少年についても大きな問題となっている。このように、青少年を取り巻く環境が激変・悪化している中で、ニーズを踏まえて補助事業のあり方を抜本的に見直す必要がある。</p>	<p>平成21年度の事業において、青少年を取り巻く環境の変化を踏まえた事業がなされるよう、10月に開催された県民会議理事会等において、県から報告した。 この結果、21年度の事業計画に、「ネット社会を上手に生きる青少年を育てる事業交付金」の創設や、県との共同で青少年の夢実現に向けた支援を行うことが盛り込まれた。</p>
<p>危機管理防災部</p>	<p>消防防災課</p>	<p>平成20年10月3日 (第2019号)</p>	<p>県が平成20年7月に行った災害時要援護者の避難支援対策に関する調査では、各市町村で災害時要援護者の情報を全域で把握しているのは33市町村、一部の地域の情報を把握しているのは11市町村という結果であった。 残る26市町村で災害時要援護者の情報がいまだに把握されていない。 新潟・福島豪雨や新潟県中越沖地震において、犠牲となった人の多くが高齢者であった。災害時に自主防災組織が有効な救助活動や避難誘導を行うためには、災害時要援護者の情報は特に欠くことのできないものである。 災害時要援護者情報の把握、自主防災組織などとの情報共有について、福祉部など関係部局と連携し、市町村に積極的に働き掛けを行う必要がある。</p>	<p>「市町村災害時高齢者・障害者支援マニュアル作成の手引き」や「災害時要援護者避難支援対策関係通知集」を配布し、要援護者の避難支援対策に関する情報の提供を行ったほか、市町村防災主管課長会議等で一層の取組の推進を要請した。 さらに、要援護者の避難支援対策において重要な役割を担う自主防災組織や民生委員等を対象とした県政出前講座でも、避難支援対策への協力を要請した。 今後も災害時要援護者の避難支援対策推進のため、市町村に対し必要な支援を継続的に行っていく。</p>
<p>危機管理防災部</p>	<p>化学保安課</p>	<p>平成20年10月3日 (第2019号)</p>	<p>高圧ガス保安法第62条に基づき実施する第一種製造者に対する県の立入検査は、平成19年度191事業所に対し実施し、62件の指導が行われた。毎年、文書指導、口頭指導の件数が多いが、現在、数年に一回立入検査に入れるかどうかの頻度であり不十分である。 また、第二種製造者に対する立入検査でも、19事業所に対し実施し14件の指導が行われ、同様の状況である。 このような状況を踏まえ、県の保安指導体制を強化する</p>	<p>監査の意見を踏まえ、指導体制を強化するため、以下のとおり取り組むこととした。 1 平成20年度「高圧ガス立入検査指導方針」を定め、過去の立入検査結果において保安が不十分であった事業者や、毒性、可燃性等の危険度が高いガスを取扱う事業者、大規模な事業者等に対して、重点的、集中的な立入検査を行った。 2 平成21年1月に保安検査を実施する県と指定保安検査</p>

			<p>必要がある。</p>	<p>機関との連絡会議を開催し、「指定保安検査機関に係わる運用マニュアル」の変更及び「連絡会議要領」作成の検討を行い、2月25日から施行した。これにより、保安検査の際、保安検査機関が事業所で不具合を改善した場合、詳細な状況を県へ報告することを義務付けるなど、保安指導体制を強化した。</p> <p>なお、平成21年3月には、県内の第一種、第二種の製造事業者を対象に保安講習会を開催し、「指定保安検査機関に係わる運用マニュアル」の変更及び「連絡会議要領」の内容について説明し、保安体制の徹底について指導を行った。</p>
<p>環境部 資源循環推進課</p>	<p>平成20年10月3日 (第2019号)</p>	<p>寄居町の資源循環工場は、当初入居した企業9社のうち、既に1社が経済状況の変化により原料が集まらないなどの理由で撤退し、1社が操業を停止している。また、年度当初3社について借地料の支払が滞り、現在も2社が未収となっている。</p> <p>さらに、稼働している企業も、処理実績は伸びているが、稼働率が目標値に届いていないものが多い。</p> <p>これらのことから、資源循環工場全体に対して、早急な対応が必要であると考えられる。県は事業地の所有者であり、当事業を積極的に推進してきた立場から、抜本的な立て直し策を速やかに講じるべきである。</p>	<p>資源循環工場の借地料の未納については、全て完済され、また、操業を停止していた企業も既に操業を再開している。</p> <p>県は、資源循環のモデル事業として整備を進めるため、立地企業からの要望等に対応し、企業の経済的負担を軽減するため借地料の分割納付を導入したほか、企業の事業展開への相談体制の充実など、立地企業の円滑な運営に対する支援策を講じてきた。</p>	
<p>県土整備部 県土整備総務課</p>	<p>平成20年10月3日 (第2019号)</p>	<p>本県は、入札における透明性、競争性及び公正性を確保するため、入札契約制度改革を進めている。県土整備部の入札では、平成19年6月から4件の談合問題が発生し、入札参加者のうち21社を談合の疑いで告発している。</p> <p>談合の疑いのある入札については、執行機関において談合情報対応要領により、入札参加者へ事情聴取等の調査を行っている。</p> <p>今後は、総務部契約局長と十分に連携し、談合の疑いのある入札については、広く入札結果等を踏まえた検証を行い、更なる再発防止に努める必要がある。</p>	<p>談合の疑いのある入札について、総務部長からの新たな通知(平成20年9月17日付け「建設工事における電子入札システムにおける取扱い」について(通知))、平成20年9月25日付け「埼玉県談合情報等対応要領の改正及び運用基準の制定」について(通知))に基づいた対応を行うことなどにより、再発の防止に努めている。</p> <p>(平成21年4月1日組織改正 県土整備政策課)</p>	
<p>県土整備部 技術管理課</p>	<p>平成20年10月3日 (第2019号)</p>	<p>平成18年度から試行している総合評価方式における技術評価では、技術提案型において、価格差を逆転させるほどの意義があったのか疑問があるものや、簡易型の一般的な工事において、表彰経験の有無など必要以上と思われる技術力を求めているものがあった。</p> <p>平成21年度から総合評価方式を本格運用することから、</p>	<p>総合評価方式は、導入工事の工事成績(品質)が向上するとともに、他の工事も含めた工事全体の品質を高める『良い循環』が生じることが、メリットと考えている。</p> <p>平成20年度から、総務部を含め総合評価に関する全庁的な調整会議を立ち上げ、連絡調整に努めている。また、試行結果の検証や、監査をはじめ多方面からいただいた意見</p>	

			<p>総務部契約局長と連携を図り、今までの試行結果を検証し、経済性、効率性及び有効性に優れた入札手法の実現に努める必要がある。</p> <p>特に、技術提案型では、工事ごとに必要な技術評価項目や客観的な評価基準を十分に検討する必要がある。</p> <p>また、競争の透明性を図るためにも、技術評価項目の配点や評価点を公表し透明性を確保する必要がある。</p>	<p>などを十分に活かしながら、平成21年度からの本格運用にあたり、総合評価方式の制度づくりを行った。</p> <p>平成20年度から、発注課所と総合技術幹グループが事前に協議調整をし、工事内容にあった適正な技術評価項目の設定を行った。また、技術提案部分の評価は、第3者である総合技術幹グループが評価基準を設定し、評価事務を行い、客観的かつ公正な審査を行った。</p> <p>平成20年度から、技術点や総合評価点等の公表に加え、業者からの請求に応じ、落札業者との比較表を公表している。平成21年度からは、さらに透明性を高めるため、配点の公表を行うこととした。</p> <p>(平成21年4月1日組織改正 建設管理課)</p>
<p>県土整備部</p>	<p>建設業課</p>	<p>平成20年10月3日 (第2019号)</p>	<p>建設工事紛争相談・建設業者指導監督業務では、県民から民間の建築リフォームなどのトラブル相談を受け付けている。</p> <p>その対応では、県民から相談内容を聞いて問題解決に向けたアドバイスを行っているが、建設業者に対して十分な指導監督が実施されていない状況にある。</p> <p>県民から頻繁に相談が寄せられる場合は、建設業者に対して特定行政庁との連携や会社へ出向いて指導するなど、実効性のある指導監督ができるようにすべきである。</p>	<p>県民から相談が寄せられた建設業者に対しては特定行政庁や関係機関と連携を図り、必要に応じ、当該企業を呼び出したり、出向くなどし、建設業法に抵触する場合には、その是正を直接指導することと改めた。</p> <p>(平成21年4月1日組織改正 建設管理課)</p>
<p>病院局</p>	<p>県立学校人事課</p>	<p>平成20年10月3日 (第2019号)</p>	<p>病院局においては、平成20年3月に「未収金回収マニュアル」を作成した。</p> <p>このマニュアルは、従前から取り組んできた文書督促や臨宅徴収などに加えて、「支払督促」という法的措置を盛り込んだものであり、債権を未収金額に応じてA債権(1万円未満)、B債権(1万円以上30万円未満)、C債権(30万円以上)の3つに分類し、それぞれ対策を講じることになっている。</p> <p>しかし、債権管理に当たっては、古い債権や回収不能債権の分析が十分に行われていない状況である。</p> <p>このようことから、マニュアルを活用にするに当たっては、各病院は実態に沿った状況把握を行い、費用対効果にも考慮した適正な債権管理が必要である。</p>	<p>未収金回収マニュアルに基づき、債権を未収金額により3つに分類し、回収に努めている。</p> <p>さらに、債権回収の可能性に応じた分類表を4病院統一で作成した。</p> <p>これにより、適正な債権管理を行いつつ、費用対効果に配慮しながら未収金の縮減を図っていく。</p> <p>なお、21年度からは、発生後1年を経過した債権について、民間事業者へ回収業務を委託する。</p>
<p>教育局</p>	<p>県立学校人事課</p>	<p>平成20年10月3日 (第2019号)</p>	<p>指導力が不足する教員に対しては、県立学校長または市町村教育委員会の申請に基づき、県教育委員会が「指導改善研修」を行うこととされている。</p> <p>この制度が有効に活用されるためには、学校と県教育委</p>	<p>県教育委員会の指導主事等が学校訪問を行い、校長と直接面談することを通して、指導力が不足する教員の把握に努めた。また、校長協会理事会において、指導力に課題のある教員に関する制度、指導が不適切である教員の申請等</p>

<p>県土整備部</p>	<p>技術管理課 秩父県土整備事務所 熊谷県土整備事務所</p>	<p>平成21年3月6日 (第2061号)</p>	<p>員会あるいは市町村教育委員会との間で、指導力不足教員に関する情報が、適時適切に伝達されることが必要であるが、平成19年度の学校監査において、以下のような問題点があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県教育委員会は、指導力不足教員が異動した際に、その情報が校長に伝達されているか確認しておらず、1か月以上たつて初めて確認した。 2 県教育委員会は、指導力不足教員の異動後の状況を把握する際、校長への電話聴取のみであった。 3 校長は、指導力不足教員に関する問題が解決していなかったにもかかわらず、制度を活用して県教育委員会に申請をしていなかった。 <p>このため、指導力不足教員に関する情報の把握、伝達方法を含め、この制度が有効に活用されるよう改善策を講じる必要がある。</p>	<p>のスケジュールについて周知を行い、人事に係る校長面談の際にも、すべての校長に対して改めて周知徹底を図った。</p>
<p>都市整備部</p>	<p>伊奈新都市建設事務所 営繕工事事務所</p>		<p>総合評価方式で行われた建設工事において、以下の課題が見られた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本来の工事に必要性が乏しい技術提案 総合評価方式の技術提案型では、工事日数の短縮を技術提案の項目として、12時間の交通量が525台と少ない道路で、標準値185日のところ10日間短縮された工事や、駅前通りの電線地中化工事で、標準値25日のところ2日間短縮された工事など、本来の工事に必要性が乏しい技術提案を求めていた。 2 元請けを評価した工事の下請け 総合評価方式の簡易型Bで発注した工事では、91.3%や82.9%の下請けが承認されていた。 工事の大半を下請けに出したのでは、元請け企業の技術能力や地域精通度、社会貢献度、企業倫理や信頼性を競う意義は低い。 本来の工事に必要とされる技術提案のあり方や、下請け率が高くなること予想される工事に簡易型Bを用いることは是非など、総合評価方式の平成21年度からの本格実施に向けて、効果的な運用を検討されたい。 	<p>総合評価方式を採用する建設工事に必要な技術提案の内容については、本年度からの本格実施に向け改訂された総合評価方式実施マニュアルに基づき、課題要素の抽出のための「チェックリスト」を作成し、新設された『総合技術センサー』と調整を図りながら、適切な技術提案の設定を行うこととする。</p> <p>総合評価における企業の技術能力や地域精通度、社会貢献度、企業倫理や信頼性などの評価項目は、工事の品質確保に大きく寄与しているものと考えている。</p> <p>これらの評価にあたっては、過去に当該建設会社が施工してきた工事においての実績や能力等を評価するものであり、その多くは施工に下請企業を活用しているのが実態である。</p> <p>元請企業の技術者は、技術力ある下請の選択を行うほか、施工計画の総合的な企画、工事全般の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理を行い、下請契約の施工に実質的に関与していることから、下請率の高い工事であっても、総合評価での評価の意義はあると考えている。</p> <p>このため、まずは、監査からの意見も踏まえ、下請率の高い工事について、元請け企業の技術能力や地域精通度、社会貢献度、企業倫理や信頼性を競った案件について、通常の総合評価や一般的な工事等と比較し、工事の品質確保の観点から検証を進める。</p>

				<p>これらの検証結果を踏まえ、総合評価方式の対応を検討していく。 (平成21年4月1日組織改正 県土整備部建設管理課、秩父県土整備事務所、熊谷県土整備事務所)</p>
<p>都市整備部</p>	<p>伊奈新都市建設事務所 荒川左岸北部 下水道事務所</p>	<p>平成21年3月6日 (第2061号)</p>	<p>一般競争入札の執行において、以下のとおり過度の入札参加資格を設けていた。 1 法令上は監理技術者を置かなくてよい工事に、監理技術者資格のある1級建築施工管理技士の専任を求めたものがあつた。 2 2級土木施工管理技士でも可能な工事に、1級土木施工管理技士を求めたものがあつた。 このように、高い施工技術が求められない工事については、入札参加者を確保されるよう、適切な入札参加条件を設定されたい。</p>	<p>1 配置予定技術者の資格について、建設業法又は建築士法に則つた条件にした。 2 平成21年3月5日付け技管第552—1号「一般競争入札における配置技術者に係る入札参加条件について」に基づいて、入札参加者に過度とならない入札資格を設定する。</p>

雑 報

埼玉県市町村職員共済組合公告
 埼玉県市町村職員共済組合定款第五条の規定に基づき、平成二十年度決算の要旨を公告する。

平成二十一年七月三日

埼玉県市町村職員共済組合 理事長 岡 村 幸四郎

損益計算書の要旨

(単位:千円)

	経理区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	宿泊	貯金	貸付	物資	財形
							アルペンローゼ	会館				
収 入	負担金	15,315,780	44,749,213		478,074	772,588						
	掛金	15,065,582	27,739,867			759,793						
	施設収入・商品売上						299,514	58,752				
	利息及び配当金	15,747		1,673,040	1,189	5,893	11,484	2,845	6,718,329			
	その他収入	2,642,502			242,897	102,510	1,635	116,962	40,015	1,354,872	106,228	1,174
	他経理から繰入金				88,177		80,000					
	前年度支払準備金	2,476,837										
	計	35,516,448	72,489,080	1,673,040	810,337	1,640,784	392,633	178,559	6,758,344	1,354,872	106,228	1,174
支 出	給付	16,077,624										
	役員給与				246,924	47,682	47,085	24,698	68,069	52,577	4,465	
	旅費・事務費				70,314	9,605	4,105	636	3,415	2,444	295	
	商品仕入						11,164	733				
	飲食材料費						65,925					
	委託費				98,410	44,301	81,865	37,858	69,453	19,870	4,200	
	支払利息			1,673,040					7,303,448	1,163,034	90,258	1,174
	連合会払込金	506,888								129,696		
	負担金払込金		44,749,213									
	掛金払込金		27,739,867									
	前期高齢者納付金	6,198,388										
	後期高齢者支援金	4,725,091										
	病床転換支援金	3,066										
	老人保健拠出金	270,897										
退職者給付拠出金	2,122,905											
他経理へ繰入金	88,177				80,000							
その他支出	3,907,220			419,175	1,846,622	181,997	112,324	27,668	79,442	11,805		
次年度支払準備金	2,504,573											
計	36,404,829	72,489,080	1,673,040	834,823	2,028,210	392,141	176,249	7,472,053	1,447,063	111,023	1,174	
差引当期利益金又は当期損失金(△)	△ 888,381				△ 24,486	△ 387,426	492	2,310	△ 713,709	△ 92,191	△ 4,795	

貸借対照表の要旨

資産	流動資産	4,689,613	4,003,140	28,343,302	540,886	1,167,548	1,578,203	610,905	37,529,019	3,581,340	67,382	
	固定資産			69,364,420	32,040	9,122	2,475,188	1,089,812	366,382,449	46,468,692	3,693,318	62,228
資産合計		4,689,613	4,003,140	97,707,722	572,926	1,176,670	4,053,391	1,700,717	403,911,468	50,050,032	3,760,700	62,228
負債	流動負債	401,221	4,003,140		14,002	634,033	16,565	4,780	383,432,960	4,215	1,295	
	固定負債	2,504,573		97,707,722	277,694	68,046	456,355	487,360	70,454	47,524,680	3,691,093	62,228
	負債合計	2,905,794	4,003,140	97,707,722	291,696	702,079	472,920	492,140	383,503,414	47,528,895	3,692,388	62,228
資本	資本剰余金					981	3,388,376	988,151				
	利益剰余金	1,783,819			281,230	473,610	192,095	220,426	20,408,054	2,521,137	68,312	
	資本合計	1,783,819			281,230	474,591	3,580,471	1,208,577	20,408,054	2,521,137	68,312	
負債・資本合計		4,689,613	4,003,140	97,707,722	572,926	1,176,670	4,053,391	1,700,717	403,911,468	50,050,032	3,760,700	62,228

発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 〇四八―八二四―二二二一(代表)号
埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇二(代表)